

# 市立図書館 夏の行事のご案内

市立図書館では、7月、8月にも  
様々な行事・講座を開催します。  
皆様お誘い合わせの上、ご来館ください。

問合 市立図書館 ☎25-2145

## 夏の親子ダンボール工作会

図書館の本を参考に、ダンボールを使った工作会を開きます。今年は壁かけタイプのフォトフレームを作ります。夏の思い出をかざるかわいいフォトフレーム作りを、親子で一緒に楽しみましょう。

**日時** 8月3日(土) 午前10時  
**定員** 30人(定員になり次第、締切)  
**申込** 7月6日(土)から、図書館児童室で申込用紙に記入してください。

## 利用時間延長と臨時休館のお知らせ

市立図書館(本館)は、7月・8月の2カ月間開館時間を午後7時まで1時間延長します。

9月からは通常通り午後6時に閉館しますので、お間違えのないようにご利用ください。

なお、7月27日(土)は尾張津島天王祭のため全館臨時休館となります。

### 開館時間

7-8月 午前9時～午後7時  
9月～ 午前9時～午後6時



## 真夏の夜のこわいおはなし会

暑い夜はやっほり「し」です。こわい話を聞いて、からだの中からひんやりしましょう。夜の図書館でお待ちしています。

**日時** 7月20日(土) 午後7時30分  
**内容** ストーリーテリング「黄色いリボン」ほか  
**申込** 不要  
※ストーリーテリングとは、絵や紙芝居を使わず、言葉だけで語るおはなしです。



## 一日図書館員

本の貸出やコンピュータでの検索など図書館の仕事を体験してみませんか?

**日時** 8月1日(木)、2日(金)、5日(月)、6日(火)、7日(水)

各日とも午後1時30分～4時30分

**対象** 小学3～6年生

**定員** 20人(各日4人)

**申込** 7月13日(土)～15日(月祝)に市立図書館、神守分室の応募用紙に記入してください。後日抽選を行い、当選者には八ガキにてご連絡します。

## 朗読会「忘れないで…あの日」

戦争を語り継ぐ朗読グループ「空缶」による朗読会です。

**日時** 8月4日(日) 午後2時

**内容** 絵本「ちえちゃんのおはじき」(群読)ほか

## 大人のための映画会



今年の大人のための映画会は、「風雲児たち〜蘭学革命篇」(89分)を上映します。

本作は、みなもと太郎氏の歴史漫画を原作に、大河ドラマ「新選組!」「真田丸」などでお馴染みの三谷幸喜氏が脚本を務めたNHK時代劇です。

日本初の西洋医学書の翻訳に挑んだ、前野良沢と杉田玄白。オランダ語の知識がある良沢を中心にした翻訳作業は4年ほどにおよび、けれどようやく刊行された「解体新書」に良沢の名はなく、名声は玄白だけのものとなりました。二人の間についていた何があったのでしょうか…。

**日時** 8月25日(日) 午後2時  
**定員** なし  
**申込** 不要



## まちの将来について考えましよう

市では、市のまちづくりの指針を示す「第5次津島市総合計画」の策定を進めています。策定にあたり、市民の皆さんとまちづくりの方向性を共有するため、10年後に実現を目指す理想の暮らしやまちの姿を考えるワークショップの参加者を募集します。

**開催日時** 9月7日(土)、10月5日(土)、26日(土)(全3回)

午前9時30分～午後0時30分

**場所** 生涯学習センター

**募集人数** 5人程度

**対象** 市内在住の18歳以上の方

**申込** 「住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、100文字程度の応募動機」を任意の用紙に記入の上、郵送、FAX、メールで7月19日(金)までに左記へ。

**その他** 応募者多数の場合は選考させていただきます。ご了承ください。

**問合せ** 〒496-8686(住所不要)

企画政策課行政経営G

☎55-9465

FAX 24-11791

✉ machi@city.tsushima.lg.jp



## 策定委員募集

～年をとっても暮らしやすいまちをつくりましよう～

市では、高齢者福祉施策の充実と介護保険制度の円滑な実施を図るため、第8期(令和3～5年度)高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定します。

この計画は、被保険者の皆さんのご意見を反映して策定するため、次のとおり委員を募集します。

**任期** 委嘱日～令和3年3月31日

**募集人数** 2人以内

**対象** 次の要件をすべて満たす方

- ・市内在住の40歳以上の方
- ・公職者、公務員、各種団体の長に該当しない方
- ・平日昼間に随時開催予定の会議に出席できる方

**申込** 「住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、応募の動機」を記入の上、「介護保険制度について」と題した作文(文字数などは不問)を添えて、直接または郵送(必着)で7月26日(金)までに左記へ。

※応募書類は、返却しません。  
**問合せ** 〒496-8686(住所不要)  
 高齢介護課 ☎24-1118

## 市民病院職員募集

令和2年度採用予定の市職員候補者試験を次のとおり行います。

**採用予定職種等** 下表のとおり

**試験日** 8月24日(土)

**提出書類**

- ・職員採用候補者試験申込書(所定の用紙で、ホームページからダウンロードできます)
- ・写真2枚 縦4cm×横3cm(1枚は申込書に貼付)6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きのもの
- ・最高学歴の卒業証明書または卒業見込証明書
- ・最高学歴の成績証明書
- ・受験資格要件となっている職種免許証の写し

**申込** 8月9日(金)までに、提出書類を持参(平日の午前8時30分～午後5時15分)または郵送(消印有効)で左記へ。

**問合せ** 〒496-86537  
 (住所不要)

市民病院管理課管理G  
 ☎28-5151 内線2201

職種区分	受験資格		採用予定人数
	学歴・免許等	年齢	
一般事務職 (医療事務)	大学・短大を卒業した方で、医療機関で医療事務経験(受付を除く実務経験)が5年以上の方※1,2	昭和59年4月2日以降に生まれた方	1名程度
診療情報管理士	診療情報管理士の資格所有の方、または令和2年3月取得見込みの方	昭和54年4月2日以降に生まれた方	1名程度

※1 医療事務経験とは、令和元年7月31日現在での経験年数で、育児休業等を除いた実勤務期間です。

※2 最終合格者のみ職務経験を証明する職歴証明書の提出が必要(証明できない場合は採用不可)です。

注 日本国籍を持たない方も受験できます。ただし、採用後、公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる職には任用されません。



## 平成31年度国民健康保険税納税通知書(第3～第10期本算定)を発送します

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を7月中旬に送付します(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に加算者がいれば、世帯主あてに通知書が届きます)。

今回送付するものは、前年中の所得や今年度の固定資産税額、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。

なお、納税通知書等に表記された元号については、次のとおり読み替えていただきますようお願いいたします。課税内容等に影響はありません。「平成31年度→令和元年度」

### 特別徴収について

次の要件に全て該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入していること
  - ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満であること
  - ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えないこと
- ※特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法に変更することができます。

**持ち物** 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印、またはキャッシュカード

### 減免制度について

特別な事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

**持ち物** 被保険者証、印鑑(朱肉を使用するもの)

### 非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

**持ち物** 被保険者証、雇用保険受給資格者証、個人番号が分かるもの

### 便利・確実・安全な口座振替をご利用ください

口座振替は、現金の管理や金融機関等に行く手間が省け、納付し忘れの心配がなくなるため大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードをオンライン端末で読み取り、暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。ぜひご利用ください(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。

### 国民健康保険税を滞納すると

国民健康保険は、加入者の万一のけがや病気に備え、お互いが国民健康保険税を負担し合って支えあう相互扶助の制度です。国民健康保険税を納めないと、納期限内に納付している大多数の加入者との公平性を欠き、国民健康保険の運営にも影響を及ぼすこととなりますので、期限内の納付にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、国民健康保険税を長期間滞納すると、被保険者証の有効期限が短くなったり、被保険者証の代わりに資格証明書が交付され、医療機関での医療費が全額自己負担となることがありますのでご注意ください。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113



## 高齢受給者証をお持ちの方へ

70歳～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証の有効期限が7月31日で切れますので、8月以降に使用する新しい高齢受給者証を7月下旬に発送します。

高齢受給者証は、医療機関での自己負担割合を示すものです。受診するときは必ず被保険者証と一緒に窓口で提示してください。

なお、自己負担割合は、令和元年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、下記へ返却してください。

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
記号番号	
世帯主	住所
氏名	
対象被保険者	氏名
生年月日	年 月 日
一部負担金の割合	
発効期日	年 月 日
有効期限	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	230094 津島市印 電話番号<0567>24-1111



## 国民年金保険料の免除制度 および猶予制度

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（※納付猶予は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

### 手続き

**免除周期** 毎年7月～翌年6月

**受付** 令和元年度分…7月から

過去2年間遡及の場合…随時

### 持ち物

- ・年金手帳
- ・印鑑(朱肉を使用するもの)
- ・平成29年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証(1年以上遡及の場合別途必要の場合有)

**その他** 災害などが理由の場合はその事由発生の前月分からです。

**注意** 免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

**問合せ** 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

## 保険料免除・保険料納付猶予制度

区分	月額 保険料	受給資 格期間	給付金額		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算 入 さ れ ま す	8分の4	6分の2	10年以内  ※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	4,100円		8分の5	6分の3	
半額免除	8,210円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	12,310円		8分の7	6分の5	
納付猶予 (50歳未満)	0円		0		

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

### 免除の対象となる所得の目安

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。



## 後期高齢者医療制度被保険者証の更新

現在、お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用できる被保険者証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。被保険者証の色は、若草色から青色にかわります。

保険料に未納がある方については、納付相談を行い被保険者証の交付をします。

### 平成31年度 後期高齢者医療保険料・納付書

保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関でお支払いください。また、決定通知書に表記された「平成31年度」については「令和元年度」に読み替えていただきますようお願いいたします。

平成30年度までは、世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計が33万円以下の世帯で被保険者全員の年金収入が80万円以下(その他の所得がない)の方については均等割額が特例的に9割軽減されていましたが、年金生活者支援給付金の支給等により今年度の均等割額が8割軽減に変更されました。

また、会社の健康保険等の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった方は、被保険者の資格を得た日の月から保険料の均等割額が5割軽減され(後期高齢者医療保険制度加入後2年間のみ有効)、所得割額は課されません。

**問合せ** 保険年金課医療・年金G ☎24-1114



## 介護保険負担割合証の更新

現在、お持ちの負担割合証(さくら色)の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。

**問合せ** 高齢介護課介護保険G ☎24-1117



## 介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。負担限度額認定証(若草色)をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには毎年8月までに申請が必要です。

現在、負担限度額認定を受けている方には6月下旬に更新申請書を送付しています。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。

※ただし、申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

**受付期間** 7月1日(月)～8月30日(金)

**受付場所** 高齢介護課窓口(市役所1階)

**問合せ** 高齢介護課介護保険G ☎24-1117